

船橋市教育委員会会議 12月定例会会議録

1. 日 時 令和6年12月20日（金）
開 会 午後 2時00分
閉 会 午後 2時12分

2. 場 所 教育委員室

3. 出席委員	教 育 長	松 本 淳
	教育長職務代理者	小 島 千 鶴
	委 員	朝 倉 暁 生
	委 員	蓮 池 政 貴
	委 員	大 塚 佳 子

4. 出席職員	教育次長	村 田 真 二
	管理部長	鈴 木 寿 雄
	学校教育部長	日 高 祐一郎
	生涯学習部長	高 橋 伸 行
	教育総務課長	田 島 正 則
	指導課長	筒 井 浩 美
	保健体育課長	春 日 淳
	総合教育センター所長	太 田 由 紀
	文化課長	阿 部 健一郎
	生涯スポーツ課長	石 山 公 唯
	郷土資料館長	金 子 俊

5. 議 題

第1 前回会議録の承認

第2 議決事項

議案第52号 船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について

議案第53号 船橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

第3 報告事項

- (1) 中学校駅伝大会について
- (2) 「史跡取掛西貝塚保存活用計画」についての報告
- (3) 各種音楽コンクールの結果について
- (4) 第37回船橋市中学生弁論大会の結果について

- (5) 令和6年度船橋市小・中・特別支援学校書写展覧会について
- (6) 令和6年度第34回教育フェスティバル実施報告
- (7) 全国大会出場報告について
- (8) デフスポーツ講演会の開催について
- (9) 郷土資料館企画展「くらしの道具展―道具が語るくらしの歴史―」
- (10) その他

6. 議事の内容

【教育長】

それでは、ただいまから教育委員会会議12月定例会を開会いたします。

はじめに会議録の承認につきましてお諮りいたします。

11月7日に開催いたしました教育委員会会議11月定例会の会議録をお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、当該会議録につきましては承認いたします。

それでは、議事に入りますが、本日の案件は、議案第52号と議案第53号の議案2件、報告事項(1)から(10)の報告事項10件でございます。

はじめに、議案第52号について、教育総務課、説明願います。

【教育総務課長】

議案第52号「船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。

資料は本冊の5ページから6ページまでとなります。

改正理由につきましては、本改正により、より柔軟な人事配置を可能とするためでございます。

それでは、内容につきまして新旧対照表でご説明いたします。

第23条は、課長補佐、係長及び室長の配置及び職務に関して規定しているものですが、このうち第1項で、課長補佐及び係長は必置とする規定となっております。今回、この第1項を課長補佐を必置とする規定から、置くことができる規定へと改め、第2項を課長補佐の職務に関する規定とすることで、課の業務の状況や職員の採用、退職の状況等を踏まえた上で、課長補佐の配置を行えるようにし、より柔軟な人事配置ができる

ようにするものでございます。

一方、係長につきましては、引き続き必置の職とし、第24条に係長の配置及び職務に関する規定を追加いたします。

なお、市長部局の規則に関しましても、課長補佐は課に置くことができる、係長は必置の職としており、今回の改正後と同様の規定となっております。

また、第24条を追加することに伴い、改正前の第24条から第32条がそれぞれ1条ずつ繰下げとなり、改正後は第25条から第33条となりますが、こちらにつきましては本文の改正はございません。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】

それでは、ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、議案第52号「船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第52号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第53号について、教育総務課、説明願います。

【教育総務課長】

議案第53号「船橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」ご説明いたします。

資料は、本冊の7ページから8ページまでとなります。

改正理由につきましては、先にご説明いたしました教育委員会組織規則の改正に伴い、課長等が不在のときの代決に関する規定を整えるとともに、教育委員会組織規則の条文の一部が繰り下がりましたことから、これに伴う対応を行うためでございます。

それでは、内容につきまして新旧対照表でご説明いたします。

まずはじめに、第2条の第12号、第13号、第14号につきましては、教育委員会組織規則の条文の繰下げに伴い、同規則の引用条文を改めるものとなります。

続きまして、第11条です。こちらは課長が決裁、または専決する事務について、課

長が不在のときに課長補佐が、また課長補佐を置かない教育機関では、課長があらかじめ指定した者が代決することができる旨を定めた規定となっております。これまでは、事務局の課に課長補佐を必置としておりましたが、今回の組織規則の改正により、課長補佐が配置されない事務局の課が生じる場合があることとなりますことから、課長補佐を置かない教育機関に加えて、事務局の課についても、課長補佐が置かれていない場合、課長があらかじめ指定した者が代決することができる旨を規定する改正でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】

ただいま説明がございましたが、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。
よろしいですか。

それでは、議案第53号「船橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第53号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項（1）について、保健体育課、報告願います。

【保健体育課長】

保健体育課からの報告事項となります。よろしくお願いいたします。

本冊9ページをご覧ください。

10月12日に船橋市運動公園で中学校総合体育大会駅伝の部が行われ、男子は海神中、女子は三田中学校が優勝しました。男女5位以上のチームが、11月2日に千葉県立柏の葉公園総合競技場で行われた千葉県中学校駅伝大会へ出場しました。男子の部では、海神中の18位が最高順位でしたが、女子は三田中学校が準優勝の力走を見せ、関東大会出場となりました。12月1日に山梨県で行われた関東中学校駅伝競走大会に出場した三田中学校は、8位入賞まであと7秒ほど足りませんでしたが、第9位という力走を見せてくれました。

報告は以上になります。

【教育長】

ただいま報告がございましたが、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。
よろしいでしょうか。
続きまして、報告事項（２）について、文化課、報告願います。

【文化課長】

それでは、本冊の１１ページ、また、本日お配りしました計画の抜粋をご覧ください。
史跡取掛西貝塚保存活用計画の作成につきましては、令和６年３月２６日の教育委員会会議にて議決をいただいたところですが、その後、文化財保護法に基づく文化庁長官の認定手続を進めている中で、文化庁の指示により、令和３年１０月１１日に国史跡に指定された際の根拠となる指定基準を追記するよう指示がありましたので、資料のとおり計画の１２ページ、指定告示の下の部分に「指定基準：特別史跡及び史跡天然記念物
指定基準 史跡１（貝塚）による」と一文を追記させていただきましたことを報告いたします。
報告は以上でございます。

【教育長】

ただいま報告がございましたが、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。
私からなんですけれども、要はこれが指定の基準に当てはまるか、きちんと記述してくださいねという話なんですか。

【文化課長】

そうです。指定の根拠となる基準の名称が載っていなかったなので、それを入れてくださいということでした。

【教育長】

分かりました。
そのほかいかがでしょうか。
それでは、続きまして、報告事項（３）から（９）につきましては、定例の報告事項であるため、説明を省略したいと思います。何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは、続きまして、報告事項（１０）その他で何か報告したいことがある方は報告願います。
本日予定しておりました議案等の審議を終了いたします。
これで教育委員会会議１２月定例会を閉会いたします。
どうもありがとうございました。

午後 2 時 1 2 分閉会